

# IEEJ 温暖化ニュース

Vol. 6 ~ 7

2004 年 10 月 ~ 2005 年 3 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

2005 年 2 月 16 日に京都議定書が発効され、各国の地球温暖化対策がいよいよ本格化し、具体的対策が加速されている状況となっています。EU では京都議定書の発効に先立ち、エネルギー多消費産業への排出量割当と排出権取引制度が 2005 年 1 月 1 日より開始されています。また日本では、地球温暖化対策推進大綱の第 2 ステップへ向けたレビューが行われ、現行対策だけでは目標達成が難しいことが明らかとなり、京都議定書の発効に伴い温暖化対策推進大綱から格上げされた京都議定書目標達成計画では、追加対策が取られることとなりました。

そこで、今回の温暖化ニュースでは、2004 年 10 月（一部前号に記載済み）から 2005 年 3 月にかけての海外における温暖化問題に関連するニュースの注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心にご紹介致します。

地球環境ユニット

ユニット総括

工藤拓毅

## 目次

- 1 . ポスト京都議定書
- 2 . EU 域内排出量取引
- 3 . EU 再生可能エネルギー
- 4 . EU 航空機排出対策
- 5 . スウェーデン CO<sub>2</sub> 税
- 6 . 中国 CDM 関連
- 7 . 国内 審議会動向

## 1 . ポスト京都議定書

---

### 1 - 1 . E U の将来枠組み交渉に向けた方針が固まる

欧州委員会は 2005 年 2 月 9 日、「地球規模の気候変動に向けた戦いで勝利するために」（出所 1）と題した報告書を採択した。この中では、2012 年以降の EU 戦略の核心を概説しており、排出削減義務のない国や産業部門に広く参加を求め、低炭素技術を開発し、市場メカニズムの維持と推進を図り、気候変動による影響に適応する必要性を強調している。特に留意すべき点は、一般に将来枠組みに向けた EU の戦略が、2013 年以降も京都議定書の単純な延長を企図し短期間の数値目標を設定することを主眼に置くものと思われていたことに対し、文書での記述では国際的合意形成を第一義として、「現時点で具体的削減目標を設定することは時期尚早」とした点であった。これは、今年 1 月に開始された EU 域内排出量取引制度に適応する枠組み継続の必要性を認識しつつも、米国の離脱や途上国参加などの課題への何らかの対応が必要であるといった現実的な判断によるところが大きい。

しかし、3 月 10 日に開催された EU 環境関係閣僚理事会は、一転して 2012 年以降の温室効果ガス削減に向けた数値目標を掲げることに合意する。具体的には、先進国が 2020 年までに京都議定書における基準年排出量比で 15～30%、2050 年までに 60～80%を削減目標とするというものであった。これは、会議後における議長のステートメントでも示されていたように、今後の国際交渉や各加盟国における温暖化対策への積極的な取り組みを訴えていくために、政治的に強いメッセージが必要であるという各閣僚の判断によるものである。その結果を受けて 3 月 23 日に開催された EU 首脳会議（EU 理事会）では、先進国から排出される温室効果ガスを 2020 年までに 15～30%削減する目標を掲げることで合意した。当理事会では、ドイツとオーストリアが、環境閣僚が示した 2050 年までに 60～80%削減という目標に反対したため、2050 年段階における目標値が盛り込まれることは見送られたものの、今後の将来枠組みの交渉方針として 2020 年、15～30%の削減という目標を機軸として臨んでいくという姿勢の表れでもある。

EU は、今後の将来枠組みに関連する交渉において、この目標を前面に出しつつ議論を展開することになる。しかし、当該目標の考え方は基本的に現行の枠組みの延長であり、最大の課題である米国の参加は難しい。また、京都議定書発効のキャスティング・ボードを握っていたロシアも、自国の経済成長に影響を与える将来枠組みには参加しない可能性を示唆しており、当該提案がすんなり受け入れられるかは疑問である。しかし、正式な枠組み提案としての位置を占めることに関しては疑う余地はなく、2005 年末の COP/MOP1 において取り上げられることが予想される正式な将来枠組み交渉においては、当該提案内容を機軸に議論が展開される可能性が高い。そのため、日本としては、当該目標の現実性を、米国や途上国などの参加可能性といった幅広い視点で評価し、国際交渉に臨むことが必要となる。

（文責 工藤拓毅）

( 出所 1 )

・ COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, 'Winning the Battle Against Global Climate Change'", {SEC(2005) 180}, 2005 年 2 月。欧州委員会 HP、  
[http://www.europa.eu.int/comm/environment/climat/future\\_action.htm](http://www.europa.eu.int/comm/environment/climat/future_action.htm)

## 2 . EU 域内排出量取引

---

### 2 - 1 . EU 域内排出量取引制度がスタート

EU 域内排出量取引制度 ( EUETS ) が、2005 年 1 月 1 日にスタートした。本制度は 2005 ~ 2007 年を第一期間と定めており、EU 域内の排出設備はこの期間内に、CO<sub>2</sub> 排出量を保有する排出枠以下に抑えることが求められる。

しかし、制度が完全に運用されるまでにはまだ時間がかかりそうである。2 月末までに、設備に対する登録簿への排出枠発行を完了しなければならない規則であったが、3 月末現在においてイタリア、チェコ、ギリシャの 3 カ国の割当計画がまだ確定していない ( 出所 1 )。英国では割当計画の修正を EU 委員会に要望しているが、受け入れられないため、法的措置に発展する様相を見せている ( 出所 2 )。その他の国も、割当計画は完成しているものの登録簿が未整備の国が多く、3 月末現在で登録簿が運用可能な状態にあるのは僅か 4 カ国のみである ( 出所 3 )。


しかしながら、先渡を含めた取引量は 2005 年 2 月頃より徐々に増加、取引価格も上昇しており、価格は 3 月に入り約 1 年ぶりに 10 ユーロ / t-CO<sub>2</sub> の大台を付けている ( 出所 4 )。現物取引環境は未整備ながら、制度がスタートしたことは EU 域内事業者徐々に認識されているようである。

( 文責 石坂 匡史 )

( 出所 1 )

・ EU 委員会国家割当計画ホームページ、  
[http://europa.eu.int/comm/environment/climat/emission\\_plans.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/climat/emission_plans.htm)

( 出所 2 )

・  Environment Daily, " BRITAIN MOVES FORWARD ON EMISSIONS TRADING", 2005 年 3 月 11 日  
[www.environmentdaily.com](http://www.environmentdaily.com)

( 出所 3 )

- ・ EU 委員会 EUETS 登録簿リスト、<http://europa.eu.int/comm/environment/ets/registrySearch.do>

( 出所 4 )

- ・ Point Carbon など、<http://www.pointcarbon.com>

### 3 . EU 再生可能エネルギー

---

#### 3 - 1 . 再生可能エネルギー導入目標達成の評価は分かれる

EU の再生可能エネルギーに関する専門機関である Euroserver<sup>1</sup>によると、2010 年までにエネルギー消費量の 12%を再生可能エネルギー由来とする導入目標の達成が厳しいことが判明した。2010 年の導入目標を達成するための通過目標として、2001 年の EU15 カ国での再生可能エネルギー導入量を 6%と設定していたが、2003 年の実績では 6%であり、EU25 カ国では 5.5%に留まっていることを指摘している。さらに、EU25 カ国の 2003 年の実績値 5.5%は 2001 年の実績値 5.6%からダウンしている。また、2010 年までに再生可能エネルギーからの電力を全電力の 22%とする導入目標が設定されているが、2003 年では 14.9%であり 2001 年の 15.2%よりダウンしている ( 出所 1、 2 )。

これに対し、2002 年 4 月に「再生可能エネルギー利用義務(Renewable Obligation)」を導入して再生可能エネルギーの導入促進を図っている英国は、監査局の見通しによると 2010 年での電力に対する目標である 10%のシェアは達成可能である ( 出所 3 )。

またドイツは、エネルギー局の見通しによれば、2020 年の電力に対する再生可能エネルギーの導入目標である 20%のシェアは達成可能である。しかしながら、本目標を達成するためには、電力系統網の整備にかなりの額の出資が必要とされている ( 出所 4、 5 )。

再生可能エネルギーの目標達成の可能性については、さまざまな立場のステークホルダーがそれぞれの思惑を持ちながら評価をしており、今後の 2010 年以降の導入目標の議論を有利に進めたい、との意図が見え隠れしている。

( 文責 佐々木宏一 )

( 出所 1 )

- ・  Environment Daily、2005 年 1 月 4 日

[www.environmentdaily.com](http://www.environmentdaily.com)

( 出所 2 )

---

<sup>1</sup> EU が出資している再生可能エネルギー推進団体

- ・ PointCarbon, 2005 年 1 月 17 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=6048&categoryID=147>

( 出所 3 )

- ・ PointCarbon, 2005 年 2 月 11 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=6550&categoryID=479>

( 出所 4 )

- ・  Environment Daily, 2005 年 1 月 19 日

[www.environmentdaily.com](http://www.environmentdaily.com)

( 出所 5 )

- ・ PointCarbon, 2005 年 3 月 2 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=6911&categoryID=479>

## 4 . EU 航空機排出対策

---

### 4 - 1 . 航空機排出対策

- 排出量取引制度か税金か -

現在規制的対策が行われていない航空機から排出される温室効果ガスの削減対策について、EU 委員会で議論が開始された( 出所 1、2、3 )。EU における航空機からの 2002 年の CO<sub>2</sub> 排出量は、1990 年比 70% の増加と推定されている( 出所 3 )。この状況に対し、英国政府は航空業界の EUETS への参加を提案しており( 出所 1、2 )。英国航空、バージン航空などの一部の航空会社および空港関係者は賛成を表明している( 出所 4、5、6 )。これに対し、ドイツ政府とフランス政府は航空機燃料またはチケットへの課税を提案している( 出所 2 )。

EU 委員会としては、現在非課税である航空機燃料への課税の方向で検討しているが、EU 航空業界の国際競争力の確保や EU 域外航空会社への課税権利の問題もあり( 出所 2 )。EUETS への参加および課税の両政策共に 2005 年の夏前に EU 委員会が作成を予定している政策文書に記載される、との見方が強い( 出所 2、3 )。

今回の航空業界からの温室効果ガス排出に対する課税は、貧困国への援助資金調達の意図があり、温暖化対策と貧困国対策の 2 重の配当を狙ったものと考えられる。

( 文責 佐々木宏一 )

( 出所 1 )

- ・ Reuters, 2004 年 11 月 22 日

<http://www.climateark.org/articles/reader.asp?linkid=36621>

( 出所 2 )

- ・  Environment Daily, 2005 年 2 月 18 日

[www.environmentdaily.com](http://www.environmentdaily.com)

( 出所 3 )

- ・ PointCarbon, 2005 年 3 月 11 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=7142&categoryID=471>

( 出所 4 )

- ・ CNN, 2005 年 3 月 18 日

<http://edition.cnn.com/2005/TRAVEL/03/17/bt.aviation.climate/>

( 出所 5 )

- ・ Reuters, 2005 年 3 月 18 日

[http://www.reuters.co.in/locales/c\\_newsArticle.jsp:423a26e6:55c18446c45a02?type=businessNews&localeKey=en\\_IN&storyID=7937902](http://www.reuters.co.in/locales/c_newsArticle.jsp:423a26e6:55c18446c45a02?type=businessNews&localeKey=en_IN&storyID=7937902)

( 出所 6 )

- ・  Environment Daily, 2005 年 1 月 21 日

[www.environmentdaily.com](http://www.environmentdaily.com)

## 5 . スウェーデン

---

### 5 - 1 . 産業部門 CO<sub>2</sub> 税

- EUETS 導入に伴う CO<sub>2</sub> 税廃止の議論 -

スウェーデンでは、CO<sub>2</sub> 税が京都議定書目標を達成するための重要な手段であると位置付けられているが、一方で EUETS の対象にもなっている部門においては一種の二重課税であるとも考えられている。このため、スウェーデンエネルギー庁と環境保護局 ( EPA ) は、競争力を守る観点から産業部門のエネルギー使用にかかる CO<sub>2</sub> 税を廃止することを提案する可能性を示唆した。

環境大臣は、「最終的には CO<sub>2</sub> 税は廃止するが、いつになるかは、排出量取引制度の発達次第であり、まだ分からない。CO<sub>2</sub> 税は重要な温暖化対策の手段であるため、今すぐに廃止することは不可能である。」と語った。年間の CO<sub>2</sub> 税による税収は 190 億スウェーデン・クローネ ( 20 億 9,000 万ユーロ ) であり、税率は近年 0.03 ユーロ / kgCO<sub>2</sub> から 0.1 ユーロ /

kgCO<sub>2</sub> に上昇した（出所 1）。この税収は一般財源に組み込まれているため、CO<sub>2</sub> 税を廃止する場合には別の手段による税収の確保が求められる。

今後、CO<sub>2</sub> 税を導入している EU 各国では、EUETS 導入に伴う CO<sub>2</sub> 税に関する同様な議論が活発になることが予想され、さらには EU 全体として CO<sub>2</sub> 税をどのように協調し扱うかについての議論が行われる可能性があり、スウェーデンの動向について注視していく必要がある。

（文責 佐々木 宏一）

（出所 1）

・ Point Carbon, 2005 年 3 月 15 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=7197&categoryID=466>

## 6 . 中国

---

### 6 - 1 . 中国 CDM はいよいよ始動

- 中国政府は CDM 案件の承認手続きを本格化へ -

京都議定書の発効を受けて、中国政府は国内における CDM 案件の承認手続きを本格化し始めた。中国政府は 2004 年 6 月 30 日に「CDM 事業運営管理暫定弁法」を施行し、国内の申請、審査・許可、実施と監督の手続き体制が整ったことで、CDM プロジェクトへの対応プロセスが本格的に機能し始めた（出所 1）。2005 年 3 月 10 日時点で中国政府の承認を受けた 2 案件を除き、国家 CDM 事業審査理事会に審査を受けている案件は計 5 件である。承認された 2 案件はオランダであるが、残りの 5 案件はイギリス、オーストリア、ドイツからの申請となっている（出所 2）。

一方、活発に活動しているヨーロッパ諸国とは対比的に、日本の活動は比較的控え目であり、一部の日本の関係者は消極的な姿勢を取っている。その背景は、中国政府の CDM に対する考え方にあると指摘されている。中国政府は、先進国からの技術提供を求める、プロジェクトの投資は中国側の資本が 50% 以上、ODA 資金の転用を認めない、収益の分配率は中国政府が確定する、などのバリアーを設けている。しかし、日本にとって中国を抜きに CDM を考えることはできず、現実には横たわっているハードルを乗り越える決意が求められているのかも知れない。

中国政府の CDM プロジェクトの承認状況 (2005 年 3 月 10 日まで)

件数	プロジェクト名	省・市・自治区	現地実施企業	締約国	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
1	北京安定埋立地ガス収集利用	北京市	北京市二清環衛工程集団有限公司	Energy Systems International B.V.(ESI) (オランダ)	80,000
2	輝騰錫勒風力発電所	内モンゴル自治区	内モンゴル龍源風能開発有限責任会社	SenterNovem (オランダ)	54,136

(出所) 国家発展改革委員会、国家気候変動対策調整グループ

(文責 CHEW CHONG SIANG)

(出所 1)

・ China Climate Change Info-Net、<http://www.ccchina.gov.cn/index1.htm>

(出所 2)

・ Clean Development Mechanism in China、<http://cdm.ccchina.gov.cn/main.asp?ColumnId=3>

## 7 . 国内

### 7 - 1 . 審議会動向

#### 京都議定書達成計画の策定 -

2005 年 2 月 16 日の京都議定書発効を受けて「地球温暖化対策推進大綱」から「京都議定書目標達成計画」となった日本の掲げる地球温暖化対策は 2004 年度末に、ステップ・バイ・ステップ・アプローチの第 1 ステップの見直し作業段階を迎えた<sup>2</sup>。本見直しに向けて、特に日本の温暖化対策の議論を先導する環境省・地球環境部会、経済産業省・環境部会・地球環境小委員会においては 2004 年 11 月から 2005 年 3 月にかけて、数回にわたって審議会を開催した。そして、2005 年 3 月 16 日に地球温暖化問題の国内対策に関する 8 審議会 (環境省・中央環境審議会 / 経済産業省・産業構造審議会 / 経済産業省・総合資源エネルギー調査会 / 国土交通省・交通政策審議会 / 国土交通省・社会資本整備審議会 / 農林水産省・林政審議会 / 総務省・情報通信審議会 / 内閣府・国民生活審議会) が参加する関係審議会合同会議が開催され、それぞれの審議会での議論のポイントや意見の陳述が行われた。これを受けて、2005 年 3 月 29 日の地球温暖化対策推進本部会 (本部長・小泉純一郎首相) の場で、新たな「京都議定書達成計画 (案)」が決定された。

<sup>2</sup> 「地球温暖化対策推進大綱」とは、首相を本部長とする地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられている日本国政府の温暖化対策のパッケージである。京都會議直後の 1998 年 6 月に初めて策定され、京都議定書批准直前の 2002 年 3 月に改定された。2002 年の改定の際に、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」という考え方が示され、2002～04 年、2005～07 年、2008～12 年の 3 段階に分け、その間に政策・措置を評価見直しすることが定められた。2002 年 5 月には京都議定書批准のため、「地球温暖化対策推進法」を改正、京都議定書の発効と共に「京都議定書目標達成計画」定めることが決定された。同計画は、大綱のステップ・バイ・ステップのアプローチと整合性を取る形になっている。



今回の第 1 ステップの見直しでは、その基本的な考え方として、長期的な視野や京都議定書の目標達成に向けた努力の必要性が各省間における共通の認識となっている。しかし、幾つかの項目については、省庁間で異なる意見がある（出所 1）。例えば「環境税」について、2005 年 3 月 8 日に発表された環境省・地球環境部会の「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第 2 次答申）（案）」では、環境税は、燃料費が上がることによる需要抑制・技術革新を促すという価格効果、税の負担を感じることによって温暖化対策の必要性を国民が感じることができるというアナウンス効果、税収を温暖化対策に宛てられるという財源効果、が見込まれる上、他の施策と比較しても、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れていると評価し、「経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、上記効果を併せ持つ環境税が有力な手段であると考えられる」と締めくくっている（出所 2）。

一方、2005 年 3 月 1 日に発表された産業構造審議会・環境部会地球環境小委員会の「今後の地球温暖化対策について 京都議定書目標達成計画の策定に向けたとりまとめ（案）」では、環境税の民生・運輸部門での対策効果が不明確、産業の国際競争力に悪影響を及ぼす可能性がある、既存の税制の枠組みによる予算の有効活用が先決、とのことから、「他の手法との比較や国際的な動向、これまでの地球温暖化対策の実績と評価などを十分考慮しつつ、総合的かつ慎重に検討することが重要である」と締めくくっている（出所 3）。

最終的に、地球温暖化対策推進本部より 2005 年 3 月 29 日に発表された「京都議定書目標達成計画（案）」の中では、環境税については「国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」として、今後の課題という位置付けに留まっている。

その他の国内対策としての主要変更点は、従来の個別機器や事業所ごとの対策を強化すべく省エネ法の改正、企業の自主行動計画の徹底、温室効果ガスを一定量以上排出する者に対する排出量の報告義務等の推進が決定された。さらに、前回の大綱で採用されていた部門別の目標については参考値という扱いとなり、本計画ではガス別の目標に変更になった。1990 年比エネルギー起源 CO<sub>2</sub> が 0.6%増、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> が 0.3%減、メタンが 0.4%減、一酸化二窒素が 0.5%減、代替フロン等 3 ガスは 1995 年比 0.1%増、として、京都議定書の目標である 2008 年～2012 年に温室効果ガス排出量総量の 1990 年比-6%の削減を目指す。また、目標達成については、1.6%分を京都メカニズムによる達成を想定することを明示した（出所 4）。

今後は、本京都議定書目標達成計画に沿って、日本の温暖化対策が進められ、2007 年度末に第 2 ステップの見直しが行われる予定である。

（文責 小川順子）

( 出所 1 )

電気新聞、2005 年 3 月 30 日

( 出所 2 )

中央環境審議会・地球環境部会、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)(案)、2005年3月8日

[http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-28/mat03\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-28/mat03_full.pdf)

( 出所 3 )

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会、今後の地球温暖化対策について 京都議定書目標達成計画の策定に向けたとりまとめ (案)、2005年3月1日

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g50301a40j.pdf>

( 出所 4 )

地球温暖化対策推進本部、京都議定書目標達成計画(案)2005年3月29日

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/050329/siryou1.pdf>

お問い合わせ : [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)